

奈良県立医科大学教員選考基準

昭和29年 7月14日
制 定

(選考)

第1条 教員はそれぞれ次の各号の一に該当する者の中より選考する。ただし、大学設置基準第4章の教員の資格を併せて勘案し、選考することができる。

教 授

- 一 大学の教授、准教授（助教授）又はその前歴を有する者にして相当の研究業績ある者
- 二 学位（博士の学位とする。）を有するか又は10年以上の研究歴を有し、且つ相当の研究業績ある者

准 教 授

- 一 大学の准教授（助教授）又はその前歴を有する者にして相当の研究業績ある者
- 二 学位を有するか又は4年以上の研究歴を有し、且つ相当の研究業績ある者

講 師

- 一 大学の講師又はその前歴を有する者にして相当の研究業績ある者
- 二 学位を有するか、大学の助教（助手）又はその前歴を有する者で相当の研究業績ある者。ただし、教養教育にあつては、大学設置基準第16条に該当する者で、学位を有する者又は修士課程修了者で大学卒業後6年以上の経験と相当の研究業績あると認められる者も講師となることができる。

非常勤講師

- 一 非常勤講師の選考基準は講師に準ずる。

助 教

<医学科>

- 一 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は専門職学位を有する者にして研究業績ある者。

<看護学科>

- 一 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は専門職学位を有する者。
- 二 大学卒業以上の学力を有し、専攻分野についての知識及び経験を有すると認められる者。

助 手

- 一 大学卒業以上の学力を有する者

(任期)

第2条 非常勤講師の任期は1年とする。ただし、任期を更新することができる。

附 則

- 1 この基準は、昭和29年7月1日より施行する。
- 2 奈良県立医科大学教員選考基準（昭和25年5月1日施行）は、廃止する。
- 3 第2条第1号の学長の任期については、昭和35年2月9日から施行する。
- 4 第1条第4号の高等看護学校長については、昭和35年4月1日から施行する。
- 5 第2条第3号の図書館長の任期については、昭和37年11月1日から施行する。

(基準施行に伴う措置)

- 6 この基準施行の際、現に高等看護学校長の職にあるものの任期は昭和35年3月31日迄とする。

附 則

この基準は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則
この基準は、昭和 52 年 11 月 8 日から施行する。

附 則
この基準は、昭和 53 年 2 月 21 日から施行する。

附 則
この基準は、昭和 56 年 3 月 11 日から施行する。

附 則
この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この基準は、平成 11 年 11 月 9 日から施行する。

附 則
この基準は、平成 13 年 6 月 26 日から施行する。

附 則
この基準は、平成 16 年 3 月 8 日から施行する。

附 則
この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。